

諮問番号：平成30年度諮問第45号

答申番号：平成30年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分中返還額20万4,133円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分（生活保護費返還処分）は、入学時納入金還付金（3万8,112円）及び長男の自動車運転免許取得費用として収入認定から除外していた金額（10万9,777円）以外の返還を求めている点において、違法又は不当と主張しているものと解される。

(1) 処分庁からは請求人の長男（以下「長男」という。）の高校就学に要した経費（以下「就学経費」という。）の挙証書類を保管しておくよう指示もなく、かつ、処分庁は奨学金を受給して高校を卒業した生徒に対しては就学経費の挙証書類の提出を求めているにもかかわらず、長男に係る就学経費の挙証書類の提出を求めたことは不公平な取扱いである。

(2) 処分庁が長男の就学経費として認定しなかった次の各経費については、入学期の特別な需要であり、返還額から控除すべきである。

ア 服（Tシャツ・パンツ・パーカー・紳士靴等） 2万8,407円

イ かばん（リュック） 1万2,672円

ウ 文房具類（シャープ芯・消しゴム・クリアファイル） 2,796円

(3) 処分庁から支給された高校入学考査料と当該実支出額との差額（1,250円）については、既に消費済みであること及びそもそも処分庁が誤って支給したものであることを考慮して、返還額から控除すべきである。

(4) 平成27年1月に処分庁が請求人に行った法第63条の規定による返還決定は違法なものであり、現在も返還中であることを考慮すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分は、長男の高校就学に要する収支を精査し、収入超過となった金額について返還を求めたものであるから、違法又は不当な点はない。

(2) 請求人が主張する各経費は、高等学校等就学費又は経常的最低生活費でやり繰りすべきものであり、返還額から控除することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 長男に係る就学経費の精算は生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われるべきところ、法令等の規定に従い算定すると、入学時納入金の算定に誤りがあるから、原処分は、返還額21万6,805円を超える部分につき取り消されるべきであるが、その余の部分については違法、不当な点は認められない。
- 2 請求人は、処分庁からは就学経費の挙証書類を保管しておくよう指示もなく、かつ、奨学金を受給する被保護世帯に係る就学経費の精算において、処分庁は高校を卒業した生徒に対しては就学経費の挙証書類の提出は求めているにもかかわらず、長男に係る就学経費の挙証書類の提出を求めたことは不公平な取扱いであると主張する。しかしながら、保護の処理基準では、奨学金を受給している者について、高校を卒業した者と高校を中退した者とを区分した取扱いは認められておらず、精算手続に必要な範囲内で処分庁が長男に係る就学経費の挙証書類を求めたことに違法又は不当な点はない。よって、請求人の主張は採用することができない。
- 3 請求人は、服、かばん及び文房具類に係る経費が入学期における特別な需要であること並びに高校入学考査料に係る返還額が処分庁の誤支給によるもので既に消費済みであること、また、過去に行われた生活保護費返還処分が違法であり現在も返還中であることを理由として、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、服及びかばんについては専ら通学のみで使用されるものではなく、高校就学に要するものとは認めることができず、文房具類については高等学校等就学費により賄われるべきものである。他方、高校入学考査料については後日経費を確認し必要の際は収入認定を行うことを前提に支給されたものと認められるから、処分庁による誤支給であるとはいえない。また、他の処分による返還額があることについては、原処分の適否の判断に関係がないものである。よって、請求人の主張は採用することができない。
- 4 以上のとおり、原処分は、返還額21万6,805円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年2月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日及び同年3月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、

その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるものの、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して差し支えないとされ、高等学校等での就学に充てられる最小限度の経費は控除の対象として認められることとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、長男が高校を中退したことに伴い、処理基準に基づき奨学金等の収入及び保護基準に基づく高等学校等就学費並びにこれらに対して収入認定から除外すべき経費の精算手続を行ったことにより、請求人に対し、法第63条の規定により26万2,505円の返還を命じたことが認められる。

この点、請求人は、奨学金を受給する被保護世帯に係る就学経費の精算において、処分庁は、高校を卒業した生徒に対しては就学経費の挙証書類の提出は求めているにもかかわらず、長男に係る就学経費の挙証書類の提出を求めたことは不公平な取扱いであり、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、保護の処理基準では、奨学金を受給している者が高校を卒業した場合と高校を中退した場合とで異なる取扱いをすることは認められておらず、かつ、精算手続に必要な範囲内で処分庁が就学経費の挙証書類を求めたことに違法又は不当な点はないから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、服及び文房具類に係る経費が入学期における特別な需要であること並びに高校入学考査料に係る返還額が処分庁の誤支給によるもので既に消費済みであることから、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、服は日常生活において使用されるものであって、経常的最低生活費によって賄われるべきものであるから、高校就学に欠くことのできないものと認めることはできず、文房具類については保護基準に基づく高等学校等就学費により賄われるべきものである。他方、高校入学考査料は後日精算を行うことを前提に支給されたものであるから、処分庁が誤支給したものであることはできない。よって、請求人の主張は採用することができない。

さらに、請求人は、過去に行われた生活保護費返還処分が違法であり現在も

返還中であることを考慮していないから、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、他の生活保護費返還処分による返還額があることは、原処分の適否の判断に影響を及ぼすものとは認められないから、請求人の主張は採用することができない。

一方、請求人は、かばんに係る経費が入学期における特別な需要であることから、原処分は違法又は不当であると主張する。この点につき、本件かばんはその購入日時から長男の高校入学に合わせて用意したものと認められること、また、本件かばんと同種のを市中の高校生が多数通学に使用している実情に鑑みると、本件かばんは通学に使用することを主目的として購入され、学業に直結するものと認められることから、本件かばんに係る経費（1万2,672円）は給付型奨学金の範囲内において賄うことが適当であり、経費として認定すべきである。よって、原処分中本件かばんに係る経費に相当する部分については、取り消されるべきである。

なお、原処分に際し、処分庁における返還額の算定において、入学時納入金の支出の認定に誤りがあり、4万5,700円は返還の必要がないものと認められることから、同額に相当する部分については、取り消されるべきである。

以上のとおり、原処分中返還額20万4,133円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分には違法又は不当な点は認められない。よって、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求につき原処分中返還額21万6,805円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美